

ファクシミリ送信書

送 信 日 平成 18 年 4 月 18 日

送 信 者 新潟地方裁判所高田支部

高田簡易裁判所

裁判所書記官 本 多 良 明

電 話 0 2 5 - 5 2 4 - 5 1 6 0

F A X 0 2 5 - 5 2 4 - 5 1 7 4

あ て 先 光 前 先 生 様

文書の表示 事務連絡

送 信 枚 数 4 枚 (本送信書を含む)

備 考 よろしくお願ひします。

事 務 連 絡

平成18年4月18日

原告ら訴訟代理人弁護士光前先生

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 本 多 良 明

電 話 0 2 5 - 5 2 4 - 5 1 6 0

F A X 0 2 5 - 5 2 4 - 5 1 7 4

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、4月14日実施の第2回弁論準備期日で行った裁判所からの求釈明は、別添「求釈明」と題する書面のとおりですから、よろしくお取り計らいください。

敬 具

平成17年(ワ)第87号, 平成18年(ワ)16号 遺伝子組換えイネ野外実験栽培差止め等事件

原告ら 山田稔外2名

被告 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

平成18年4月14日

新潟地方裁判所高田支部

求 釈 明

1 原告ら

GMイネの体内からディフェンシンが漏出する機序について具体的な主張を明らかにすること

2 被告

- (1) 昨年のGMイネ栽培実験の際に行ったディフェンシン漏出及び交雑の有無に関する調査内容とそれらの結果について、証拠(乙18, 19, 24)の提出だけでなく、主張として構成すること
- (2) GMイネにおけるディフェンシン生産のメカニズムについて明らかにすること
- (3) 第一種使用規程承認申請書に記載された「導入遺伝子を強力に発現させる」の「強力」の意味について明らかにすること

なお、第2回弁論準備では、

原告ら：・被告の「抗生物質耐性菌の議論とカラシナディフェンシン耐性菌の議論は全く異なる」との主張に対する反論の準備書面を提出する。

被告：・乙18の未提出部分を追完する。

・準備書面(2)のクリーンコピーを提出する。

ことも確認されましたので、よろしく願いたします。

※ 準備書面の提出期限は，原告らについては5月11日，被告については5月19日となっていますので，厳守されるようお願いいたします。

以上